

会津若松市指定給水装置工事事業者の指定取消し等の処分に関する要綱

令和2年4月1日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定に基づき会津若松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に対し、管理者が行う、法第25条の11第1項（以下「取消し基準」という。）の規定に基づき行う指定の取消し及び会津若松市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道事業管理規程第2号。以下「規程」という。）第7条の規定による指定工事業者の指定の効力の停止（以下、これらを「指定の取消し等」という。）の処分の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(行為の調査、報告等)

第2条 上水道施設課長は、指定工事業者が法25条の11第1項各号に該当する違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行わなければならない。

2 上水道施設課長は、前項の調査において指定工事業者による違反行為の事実が認められたときは、直ちに当該違反者に対し、違反行為の是正の指示を行うとともに、てん末書の提出を求めなければならない。

3 上水道施設課長は、違反行為の内容及びてん末書の内容を検討し、行政処分及び文書警告を要すると判断した場合は、指定給水装置工事事業者違反行為報告書（様式第1号）により、遅滞なく水道局長に報告しなければならない。

(文書等による注意)

第3条 上水道施設課長は、前条第3項の判断において行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、指定工事業者に嚴重注意通知書（様式第2号）又は警告通知書（様式第3号）により通知することができる。

(行政処分)

第4条 水道局長は、第2条第3項に基づく報告を受け、当該違反行為の内容を検討し、管理者に報告し、会津若松市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の開催の要否及び文書警告の実施について、意見を具申することができる。

(指定の取消し等の決定)

第5条 管理者は、指定の取消し等を行おうとするときは、委員会に諮らなければならない。

2 指定の取消し等の決定は、委員会の審議結果を基に管理者が行う。

3 規程第7条に規定する「参酌すべき特段の事情があるとき」とは、次の各号に掲げる場合という。

(1) 違反行為が故意でなく、悪質でもなく、及びその損害が軽微と認められる場合

(2) その他、管理者が特に認めた場合

(聴聞の実施)

第6条 管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、委員会の開催に先立ち、行政手続法（平成5年法律第88号）、会津若松市行政手続条例（平成8年条例第25号）及び会津若松市上下水道局聴聞規程（平成8年規程第15号）に定める不利益処分についての聴聞の取扱いに準じ、当該措置に関する聴聞の手続を行うものとする。

2 聴聞の実施に当たっては、当該違反者に対し、聴聞通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

3 聴聞を終結したときは、上水道施設課長は速やかに聴聞調書（様式第5号）、聴聞結果報告書（様式第6号）及び処分案を作成し、水道局長に報告しなければならない。

(指定の取消し等の手続)

第7条 管理者は、指定の取消し等を行おうとするときは、行政手続法及び会津若松市行政手続条例に定めるところによる。

(処分等)

第8条 管理者が指定の取消し等を行うときは、指定工事業者に不利益処分通知書（様式第7号）により、当該処分等の通知をするものとする。

2 管理者は、指定の取消し等を行う場合には、規程第8条の規定に基づき公示を行わなければならない。

3 法第25条の11第1項の規定に基づき指定の取消しの処分は、処分された日から2年を経過した日をもって消滅する。

4 前項の期間が経過しないにもかかわらず、給水装置工事の施工を行ったものは、永久に指定を受けることができない。

5 規程第7条に基づく処分を受け、その処分のあった日から2年を経過しない者が再度停止の処分を受けたときは、指定を取り消すことができる。

6 指定の取消し等は、当該処分の期日の開始の日前において既に施行している工事の施工には適用しない。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第9条 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(処分の基準)

第10条 この要綱に定める指定工事業者の指定取消し等に係る処分の基準は、別表のとおりとする。